

## 「奥多摩町ふるさと納税返礼品選定及び取扱基準」における 「地場産品基準」の考え方について

「奥多摩町ふるさと納税返礼品選定及び取扱基準」第3条返礼品の要件の1(1)及び2(2)について、国から示された「地場産品基準」に基づき取り扱うこととしています。詳しくは、以下の例を参考にしてください。

### 1 奥多摩町内において生産されたもの

奥多摩町内で生産された農産物など、一次産品であることを想定されています。

○：地場産品基準に該当する例	×：地場産品基準に該当しない例
奥多摩町内で生産された野菜	他市区町村で生産され、奥多摩町内で販売された野菜

### 2 奥多摩町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

当該原材料が「主要な部分」といえるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

なお、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

○：地場産品基準に該当する例	×：地場産品基準に該当しない例
奥多摩町内で生産された野菜を100%使用して、奥多摩町外で加工された食品	製造に用いる野菜のうち、奥多摩町内で生産された野菜を約1割使用した、奥多摩町外で製造された食品
原材料の果物のうち、9割以上を奥多摩町内で生産された果物を使用して製造されたジュース	スチール缶の原材料となる鉄を奥多摩町内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

### 3 奥多摩町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

ただし、当該工程が、食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、東京都内において生産されたものを原材料とするものに限られます。

なお、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり示されています。

（参考）

実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合・単なる部分品の組立て及びセットにすること

○：地場産品基準に該当する例	×：地場産品基準に該当しない例
奥多摩町内の事業者が奥多摩町外で生産された原材料を使用し、奥多摩町内で加工、品質管理を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの	海外で生産し、奥多摩町内の事業者が検品を行っているラジオ
奥多摩町外で生産された豚肉を、奥多摩町内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品	奥多摩町内の事業者がパッケージしている奥多摩町外で生産されたフルーツ
奥多摩町外で生産された原材料を用いて、奥多摩町内の醸造所において醸造した酒	奥多摩町内で製品の企画立案まで行い、奥多摩町外で製造・組み立てを行ったテレビ
奥多摩町外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な細工を奥多摩町内で奥多摩町内事業者が施した工芸品	奥多摩町内での工程が、枝肉の切断である精肉

4 奥多摩町内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る)

国の見解として、「当該市区町村(奥多摩町)から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市区町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。」と示されています。

○:地場産品基準に該当する例	×:地場産品基準に該当しない例
奥多摩町内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、奥多摩町外で加工される牛肉	奥多摩町内で生産されたものと、奥多摩町外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っている食品

5 奥多摩町の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの

国の見解として、「返礼品等自体が地方団体の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではない。」、「かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、町内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。」と示されています。

○:地場産品基準に該当する例	×:地場産品基準に該当しない例
奥多摩町イメージキャラクター「わさびー」グッズ	奥多摩町内で創業した事業者が奥多摩町外で生産する加工食品

6 前1～5に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であるもの

「当該返礼品に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断します。

また、「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるものの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断します。

○：地場産品基準に該当する例	×：地場産品基準に該当しない例
<p>奥多摩町内で製造されたそば(2,000円相当)と奥多摩町外で製造されたそばつゆ(700円相当)のセット</p> <p>【理由】</p> <p>セットの主要な品であるそばが、上記1～5の地場産品基準に該当し、そばとそばつゆも関連性があるため。また、主要な品のそばの調達費用が全体の7割以上であるため。</p>	<p>奥多摩町内で醸造された酒(2,000円相当)と奥多摩町外で製造されたタンブラー(5,000円相当)のセット</p> <p>【理由】</p> <p>セットの主要な品であるタンブラーは、他自治体で製造されたものであり、上記1～5の地場産品基準に該当しないため。</p>
	<p>奥多摩町内で生産された野菜の詰め合わせ(1,500円相当)と奥多摩町外で製造されたドレッシング(1,000円相当)のセット</p> <p>【理由】</p> <p>セットの主要な品である野菜の詰め合わせが、上記1～5の地場産品基準に該当するが、主要な品である野菜の詰め合わせの調達費用が全体の7割に満たないため。</p>

7 奥多摩町内において提供される役務その他これらに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が奥多摩町に相当程度関連性があること

国の見解として、「社会通念上、区域外の同種の役務では代替困難なものに限って該当するものであって、各地方団体の区域内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものはこれに該当しない。」また、区域外(奥多摩町外)で提供される場合についても、「当該役務の主要な部分が当該地方団体(奥多摩町)に相当程度関連性がある」場合には、「その他これに準じるもの」として地場産品として認め得る場合があると示されています。

○:地場産品基準に該当する例	×:地場産品基準に該当しない例
奥多摩町を訪れ、奥多摩町で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポン	奥多摩町を訪れるための航空券等の交通手段のみ単体での提供
奥多摩町内の店舗で提供される食事券 【注意】 単に奥多摩町内に店舗があるだけでなく、提供される役務の主要な部分(料理の提供等)が奥多摩町に相当程度関連性がある場合に限る。	奥多摩町内でレストランを経営している事業者が、奥多摩町外で経営している店舗で使用可能な食事券
奥多摩町を訪れ、奥多摩町でアウトドアの体験をすることを条件とするクーポン	奥多摩町内の事業者が、奥多摩町外で実施するアウトドアを体験することのできるクーポン